

新旧対照表

静岡県建設工事請負契約約款

改正前	改正後
<p data-bbox="103 292 398 323">第1条～第35条 (略)</p> <p data-bbox="120 363 331 395">(前払金の使用等)</p> <p data-bbox="103 400 1120 671">第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る<u>支払い</u>に充当することができる。</p> <p data-bbox="103 711 421 743">第37条～第52条 (略)</p>	<p data-bbox="1140 292 1435 323">第1条～第35条 (略)</p> <p data-bbox="1158 363 1368 395">(前払金の使用等)</p> <p data-bbox="1140 400 2157 671">第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る<u>支払</u>に充当することができる。</p> <p data-bbox="1140 711 1458 743">第37条～第52条 (略)</p>